

# 自転車置場利用上の注意

## 鹿児島空港自転車置場使用規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、鹿児島空港ビルディング株式会社(以下「空港ビル」という。)が、自転車利用者 の利便向上のために設置する、鹿児島空港自転車置場(以下「自転車置場」という。)の使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (規程の承認)

第2条 自転車置場を利用する者(以下「利用者」という。)は、空港従業員、及び一般空港利用者(航空旅客・ターミナル見学者等)とし、この規程を承認のうえ利用するものとする。

#### (供用時間)

第3条 自転車置場の供用時間は、24時間とし、次条に該当する場合のほかは、年中無休とする。

#### (供用停止)

第4条 空港ビルは、次の各号に掲げる場合は、自転車置場の全部又は、一部について供用停止し、自転車置場の位置の変更等を行うことができる。

- (1) 天災、地変による災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) 保安上、供用の継続が適当でないとき。
- (3) 工事、清掃等が必要であると認められるとき。
- (4) 自転車置場の国有財産使用許可が終了したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、自転車置場の管理上特に必要があるとき。

#### (利用可能車両)

第5条 防犯登録を受けた自転車で登録番号標を自転車の所定の位置に貼付した自転車のみが、自転車置場を利用できるものとする。

### 第2章 利用

#### (利用料金)

第6条 利用者は、自転車置場を無料で利用できるものとする。

#### (禁止行為)

第7条 利用者は、自転車置場内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 物を放置し、又は捨てること。
- (3) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 自転車置場の器物又は自転車を滅失、き損又は、汚損するおそれのある行為をすること。
- (5) 自転車以外の車両を駐輪すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、空港ビルの業務、又は他の利用者の妨げとなる行為をすること。

2. 空港ビルは利用者が前項各号に違反した場合、退去等の措置を講ずることができるものとする。

3. 自転車置場内において、空港ビルの承認を受けた場合を除き、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自転車を20日間を超えて自転車置場に放置すること。
- (2) 利用者以外のものが自転車置場に立ち入ること。
- (3) 営業行為、演説、宣伝、募金及び署名運動を行うこと。
- (4) 文書の配布、掲示等を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほかに駐輪する目的以外に自転車置場を利用すること。

#### (自転車の撤去・保管)

第8条 前条第3項第(1)号の規定に違反する自転車を発見した場合、空港ビルは、ただちに当該自転車を処分することができるものとする。

### 第3章 保管責任及び損害賠償

#### (保管責任)

第9条 空港ビルは、自転車置場内に駐輪されている自転車の保管責任を負わないものとする。

#### (損害賠償)

第10条 空港ビルは、自転車置場内に駐輪されている自転車の保管にあたり、当該自転車の盗難、滅失、損傷又は、自転車の取付物に関する損害について損害賠償の責を負わないものとする。2. 利用者は、自転車置場内での接触その他の事故により、他の利用者又は他の駐輪中の自転車に損害を与えたときは、各当事者間で解決しなければならない。

#### (供用停止等による免責)

第11条 空港ビルは、自転車置場の全部又は一部について供用停止、自転車置場の隔絶等を行ったときは、利用者の損害について損害賠償の責を負わないものとする。

#### (利用者に対する損害賠償の請求)

第12条 空港ビルは、利用者の責めに帰すべき事由により、損害を受けたときは、その利用者に対して損害の賠償を請求するものとする。

### 第4章 雑則

#### (この規程に定めない事項)

第13条 この規程に定めない事項については、法令の規程に従って処理する。

#### 附則

この附則は、令和5年7月1日から施行する。